

町 長	副町長	課 長	担当課長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第 4 号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会議	文書番号	上富子育 第 274 号
		決裁期日	平成 26 年 7 月 11 日
名 称	【平成 26 年度第 2 回】上富良野町子ども・子育て会議		
日 時	平成 26 年 7 月 10 日（水） 18：00～20：45		
場 所	上富良野町保健福祉総合センター 2 階研修室		
出席者	子ども・子育て会議委員 14 人(別紙名簿のとおり) 保健福祉課子ども・子育て担当課長 吉岡 健康推進班主幹 杉原、子どもセンター施設長 吉田 子育て支援班 安井、吉河		
内 容	<p>1 開会 吉岡課長 欠席委員（寺岡）の報告</p> <p>2 議事 委員長進行</p> <p>【委員長】 本日は、子ども・子育て支援事業計画の素案と町が定める基準条例について審議いただきます。</p> <p>◆ 子ども・子育て支援事業計画の素案について、事務局より資料の説明 事務局： 計画素案は、協議のたたき台であり、会議の意見でいくらかでも修正可能なものである。今日の会議では、計画全体の構成、記載事項、計画の方向性など大まかな協議をお願いしたい。事業見込み量、個々の具体的な事業内容、表現、文言などについては、次回以降の会議で審議予定。</p> <p>【委員長】 資料の説明に対する質問、意見を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の構成について 委員から特に意見はなく素案で了承 ・ 子ども・子育て支援事業に関する町の考え方について <p>【教育・保育の提供区域】 菊池委員： 小学校区も関係あるのか。 事務局： 就学前の子どもの教育・保育のみ 委員長： 上富良野町全町を一の区域とすることについて了承</p>		

【認定こども園への移行】

「認定こども園への移行が望ましい」という町の考え方について、計画の方向性としては了承

【子ども・子育て支援事業】 各事業ごとに確認

委員長 : 放課後児童健全育事業について、「利用料負担の検討」というのはどういうことか。

事務局 : 現在は利用料ではなく、年間登録料として12000円徴収している。数日でやめても12000円支払うこととなる。事業を利用する方に受益者として応分の利用料を負担いただくことを考えている。

委員長 : 学習時間の確保についても書かれているが…

事務局 : アンケート調査で希望が多かったこと。長期休業中放課後クラブを利用する子どもにとっては、生活のほとんどの時間を過ごすこととなるため、生活時間の中で家庭と同じように学習時間があったり遊びの時間があったりということで考えている。

委員長 : 一時預かり事業については、幼稚園の預かり保育事業が見込み量に影響するとありますが、幼稚園長の増田委員どうでしょうか。

増田修委員 : 施設がどのような形になったとしても、地域のニーズに応じて必要であるならば対応してゆきたい。

【その他の事業について】

委員長 : 小児医療について、「医療費助成制度の見直しについて検討」という文言はどのような考えなのか。

事務局 : 本当に今、医療費助成策の見直しを検討中であり、様々な試算をしている。町長も計画策定期間までには方向性を示したいと考えている。審議中に表現が変わる可能性もある

増田光委員 : アンケート調査の結果に伝える内容としては不十分。

小児医療に関しては、あれだけ多くの意見がありながら、具体的な対応策が全く見られない。もっと踏み込んだ計画とすべきではないか。

利用者支援事業についても専門職を配置するなどコンシェルジュのような役割を果たす事業を検討してもよいのではないか。

素案に書かれていることはその通りだと思うが、アンケート調査の結果、意見に対し、もっと前向きな計画とすべきではないか。

委員長 : 会議の意見として、小児科設置、医療費助成、利用者支援について、理事者と調整をお願いします。

事務局 : 上川管内では、小学校まで医療費無料化はすべての町村で実施しており、そのうち8割は中学校までとなっている。また今回のアンケート調査の結果を踏まえ、町長からは小児医療の町の支援の在り方について、時間をかけずに方向付けするよう指示されている。本日の会議の意見についても理事者に伝える。

北村委員： 実態として、町立病院に行くと、「小児医療については協会病院にお願いしています。」と言われる。富良野に連絡すると「上富良野の方はまず町立病院で診てもらってください。」と言われる。小児科設置を検討することもよいが、連携をしっかりとスムーズに受診できるようにしてほしい。

増田修委員： 小学校のニーズ調査も実施しており、子どもたちが小学校へ育ってゆく過程を考えると、幼・保・小の連携について、計画に盛り込んでどうか。

委員長： 国では、5歳児の幼児教育義務化も検討されている。5年先を見通し、計画への反映を検討願いたい。

菊池委員： 自分の子どもが町内の施設で転園したが、そういう場合に施設同士での情報共有をすることはできないか。

増田光委員： 幼稚園転園は学校と同じように指導要録の送付が定められている。認定こども園も義務となる。幼稚園・保育所から学校へも指導要録を送付する。親の同意があれば保育所においても対応可能である。

委員長： 町の規則等でルール化することはできないか。

事務局： 町が定めることではないが、保護者の同意のもとで行うことは問題ない。町が間に入って調整することはできる。前向きに考えたい。

森井委員： 計画の文言が「検討します」「図ってまいります。」など、具体的に何をするのかわからない表現。

ニーズ調査の結果から、具体的に反映された内容はあるのか。

例えば、放課後クラブは保護者の送迎が必要なので、4時に習い事に行く場合や、夏休み中に昼で帰ってきてほしいときは仕事を抜けて迎えに行かなければならない。予算の係らない改善はすぐにでも対応してほしい。

事務局： 事業実施には、計画の下に条例、規則、要綱等があり、具体的な事業の実施方法などは規則等で定めることとなる。計画に「充実を図ります。」と書いている部分に関し、担当者としては具体的な方策も考えているが、裏付けのない状況で、町の計画に「～をします。」と断言することは難しいので、そこは理解いただきたい。

事業内容を検討する段階で、会議の意見等は十分考慮したい。

この会議では、計画の点検・評価も行っていく。実際の事業を点検・評価する中で計画に沿った事業内容となっているか検証していただき、改善の意見もいただきたい。

委員長： 計画の内容について、いくつか検討していただく項目がある。

アンケート調査の結果から反映すべき項目がないか、再点検願いたい。

事業計画素案については、課題を残して、大筋で了承とする。

◆ 子ども・子育て支援事業に係る新たな条例制定について、事務局より資料の説明
基本的には、国の基準と同様の規定を考えているが、一部、町独自の基準を検討。

・ 放課後児童クラブの設備運営基準

年間開設日数250日…長期休業期間のみの開設を想定した規定の追加

・ 家庭的保育事業等の認可基準

家庭的保育事業の職員配置…2人以上の乳幼児を保育する際の職員複数配置
連携施設確保の経過措置削除…現に該当する事業がないため削除
乳児室、ほふく室の面積基準…一部、道の基準に合わせる

・ 給付を受ける施設、事業の運営基準

認可基準に合わせ、連携施設確保の経過措置削除

【委員長】 資料の説明に対する質問、意見を求める。

・ 放課後児童クラブの設備運営基準については、特に意見はなく了承

この基準は、町が実際に運営する事業の基準ではなく、民間事業者も含めた最低基準であり、様々の事業が想定される。アンケート調査でも、夏休み・冬休みの利用希望が多かったことから、長期休業中だけの開設ということも事業として考えられることから、年間開設日数を弾力的に対応可能な規定としたい。

・ 家庭的保育事業等の認可基準

国の基準では乳幼児3人につき家庭的保育者1人配置であるが、2人以上の乳幼児を保育する際の事故を想定し、2人配置としたい。

連携施設確保について、国は5年の経過措置を設けているが、本町には現に該当する事業がないので、新規では当初から義務付ける基準としたい。

増田修委員： 条例案の上程はいつの予定か。国の基準も流動的な状況であるがどうなるのか。事業運営費も国の基準で支払われるのか。

事務局： 9月議会に上程予定。省令は既(4/30)に公布されている。条例制定後も省令が改正されたときは、その都度条例改正が必要である。国の制度による給付対象となる。

増田光委員： この基準に該当すれば認可となるのか。

事務局： 詳細については、今後規則等で定めなければならない事項もある。

増田修委員： 町の許認可事項となれば、きちっとした細則が必要である。認可ではなく認定としてはどうか。

事務局： これらの事業を認可する権限は町となる。

委員長： 保育料はどのようになるのか。

事務局： 国の基準をもとに今後町で検討する。

委員長： 地域型保育事業の必要量との関係はどうなるのか。

事務局： 計画の見込み量がなければ認可しないということはある。

菅野委員： 自宅で家庭的保育事業を行う場合、1人でもよいのではないか。事業開設のハードルが高くなるのではないか。ファミサポでも自分の子どもと預かる子どもを1人で見ることもある。

事務局：事業として実施する場合は、毎日、長時間となり、それに見合った給付費も支給となるので、ある程度の安全確保はしっかりお願いしたい。保育所でも必ず2人配置（児童1人でも）であり、他の地域型保育事業は複数配置となっているため、独自の基準を提案。

委員長：考え方としては、子ども第一に、上富良野町としては基準をよりよいものにしようという考えであると理解し、特に意義がなければ了承する。

・ 特定教育・保育施設等の運営基準

従うべき基準が多く、ほぼ国の基準どおりとなっている。

認可基準との関連で、連携施設確保の経過措置削除。

北村委員：定員を上回る場合の選考というのは、新規の申し込みの場合か？
弟妹が入所する場合は優先されるのか？

事務局：そのとおり

北村委員：保育の必要性の高い子どもの優先的な選考というのはどういうことか。
1号認定の子どもが2号認定になるのか。

事務局：認定区分が変わるということではなく、ひとり親、DVなどの保護の必要な家庭を優先するということ。

委員長：ほかにご意見等なければ、この基準案を了承してよいか。

増田修委員：時期尚早であると考え。国の基準が変わる可能性がある。

事務局：この基準に関しては、4月30日に省令が公布されている。条例制定前に省令改正があったときは、条例案の改正が必要。条例制定後も従うべき基準には従わなければならないので、これから先も国の基準が改正となったときは条例改正が必要となる。

増田修委員：他の市町村の状況はどうか。

事務局：多くの市町村は9月上程予定。旭川市は6月に制定済み。国は6月上程を求めていた。

委員長：基準案を了承することとする。

【委員長】 長時間にわたりありがとうございました。事務局から何かありますか。

事務局：保護者委員の方にはなかなか理解しにくい制度であり、希望者を対象に給付制度等の勉強会を計画したい。今後、見込み量、確保時期等を審議する中で、しくみを理解していないと判断が難しい部分があると思う。
保護者委員には改めて連絡する。

【委員長】 本日の会議は以上で終了する。